

新・道路運送車両の保安基準 一省令・告示全条文一 【令和6年3月】正誤表

令和6年6月26日

巻 頁	行・欄・表	正	誤
I 17	目次 下から12行目	最終改正＝令和4年12月28日国土交通省告示第1306号	最終改正＝平成28年4月1日国土交通省告示第619号
I 45	第1節欄 上から20～22行目	(イ及びロを削除)	イ 側方衝突警報装置 ロ 保安基準第2条第2項第4号に掲げる装置
I 66～82	表 項目	縦断勾配	横断勾配
I 703	上から18行目 末尾	〈令4・12・23告1289〉	〈令4・12・23省91〉
II 1134	目次 下から12行目	最終改正＝令和4年12月28日国土交通省告示第1306号	最終改正＝平成28年4月1日国土交通省告示第619号
II 2441	上から11行目の次に追加	令和4年12月28日国土交通省告示第1306号	
II 2442	上から18行目、23行目 下から7行目、11行目	記録	記入
II 2444	上から8行目の次に追加	附則〔令和4年12月28日国土交通省告示第1306号〕 この告示は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（検査対象軽自動車の検査等に係るOCRに用いる申請書、届出書及び請求書の記載方法並びに輸出予定届出証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示軽第1号様式の項に係るものを除く。）は、令和6年1月1日から施行する。	